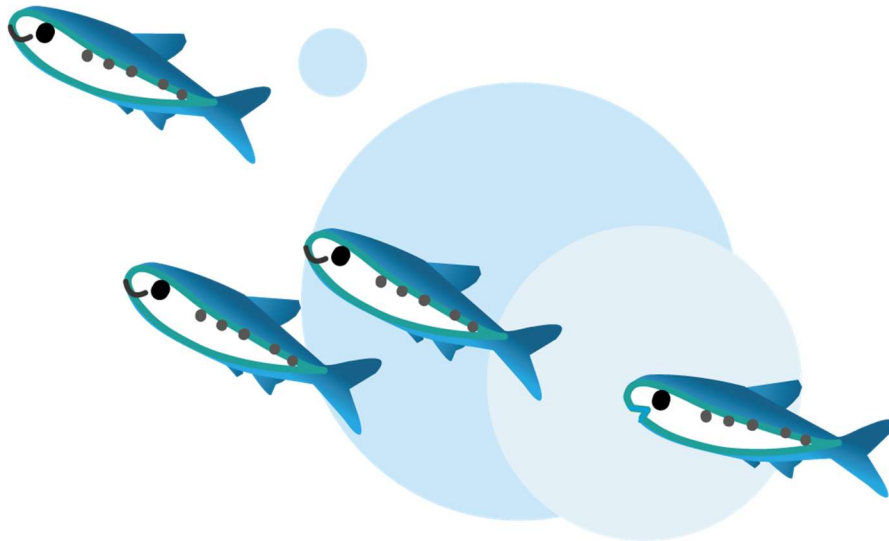


令和7年度

マリンマイスター顕彰制度の手引き



全国水産高等学校長協会

目 次

I	マリンマイスター顕彰制度実施要領	1 頁
II	1 マリンマイスター顕彰制度実施規定	3 頁
	2 マリンマイスター顕彰制度特別表彰規定	4 頁
	3 マリンマイスター顕彰制度認定委員会設置規定	5 頁
III	マリンマイスター顕彰制度実務流れ図	6 頁
IV	マリンマイスター顕彰制度申請関連様式集	7 頁
	(様式 1) マリンマイスター顕彰制度申請	8 頁
	(様式 2) マリンマイスター顕彰制度推薦名簿	9 頁
	(様式 3) マリンマイスター顕彰制度の認定証	10 頁
	(様式 4) マリンマイスター顕彰制度に係わる区分表に関する協議書	11 頁
	(様式 5) マリンマイスター顕彰制度受領書	12 頁
	(別紙) 全国水産高等学校長協会マリンマイスター顕彰制度区分表	

マリンマイスター顕彰制度実施要領

第1条 目的

全国の水産・海洋系学科等に在籍する生徒が目的を持って意欲的な学習に取り組むために、生徒が身につけた知識・技術・技能を積極的に評価することが重要である。水産・海洋系学科等生徒の学習成果や職業資格の取得、技術・技能検定等の合格を通して、自信と誇りを持って、産業界で活躍できるよう励ますことを目的として、マリンマイスター顕彰制度を実施する。

第2条 認定

取得した資格や合格した検定および各種競技・コンクール等での優秀な成績等をマリンマイスター顕彰制度区分表(以後、「区分表」)から得点に換算し、合計した点数により、次の通り認定する。

「マリンマイスターシルバー」(30点以上45点未満)

「マリンマイスターゴールド」(45点以上60点未満)

「マリンマイスタープラチナ」(60点以上)

但し、マリンマイスターシルバーは、区分表Aの得点が20点以上、マリンマイスターゴールドは区分表Aの得点が30点以上、マリンマイスタープラチナは区分表Aの得点が40点以上あるものとする。

なお、「マリンマイスターシルバー」の取得者で、「マリンマイスターゴールド」を申請する者のように上位のマイスターを申請する場合は、改めて今期区分表で再計算し、各マイスターの認定基準を満たした場合に限り認定する。

※基礎資格として水産海洋技術検定を取得していること。

※同一の資格・検定試験及び競技会・コンクールにおいては、ランク上位のもののみを得点として計算する。

第3条 日程

前期日程

申請締切 **7月18日** (1, 2, 3年生)

認定委員会の開催予定 全水研全国大会 (8月)

認定証送付予定日 8月20日前後送付予定

後期日程

申請締切 **3年生 12月19日**

1・2年生 3月19日

認定委員会の開催予定 3年生 第3回合同役員会 (1月)

1・2年生 第1回合同役員会 (4月)

認定証送付予定日

3年生 1月31日前後送付予定

1・2年生 4月30日

第4条 区分表

別紙「マリンマイスター顕彰制度区分表」に定める。

※「区分表」は、年度毎にその内容を見直す。

第5条 生徒の申請手続き

資格等取得及び各種競技・コンクール等による表彰適格生徒は、マリンマイスター顕彰制度申請・受領書(様式1)に、必要事項を記入し、資格の合格証書並びに競技の成績が分かる書類の写しを添えて、申請料500円とともに所属学校長に提出する。

なお、合格証書は正式な証書を待たずとも、公的機関のホームページでの合格発表の印刷書類

や、はがきでの合格通知の他、全国水産高等学校長協会事務局や全国水産高等学校長協会 教科「水産」研究委員会の各部会が発行する認定書類も認める。

第6条 申請手続き

所属学校長は、マリンマイスター顕彰制度申請（様式1）の内容を確認の上、マリンマイスター顕彰制度推薦名簿（様式2）を作成し、全国水産高等学校長協会事務局に送付する。（「第3条 日程」の締め切りまで）

※各様式は、下の URL からダウンロードできます。

全国水産高等学校長協会 <http://zensuikyo2018.g2.xrea.com/>

第7条 認定証

認定委員会において認定された者には、別記期日までに該当校に送付する。

※認定証の到着が送付予定日より7日以上遅れている場合を除き、認定証の発送時期に関する問い合わせは行わないこと。

第8条 申請・受領書の保管

認定書が届いたら、各校は所属長印を押印した認定者全員の申請書の原本を1週間以内に全国水産高等学校長協会理事長に送付する。なお、申請書の写し及び申請に必要とした書類は各校で卒業後5年間保管すること。

第9条 申請料の取扱い

申請料は1名につき500円

※認定証が各校に到着後、1週間以内に指定口座に送金する。

※認定証の枚数と同数の申請料を送金する。

第10条 送金方法

送金手数料は校長協会事務局で負担する。申請料は以下の口座へ送金すること。

- ・口座名義：全国水産高等学校長協会 理事長 亀山 喜明
- ・北洋銀行（ほくようぎんこう）奥沢口支店（おくさわぐちしてん）

銀行コード：0501 店コード350 普通口座

口座番号：7202634

（学校毎にまとめて、5人未満の場合は銀行手数料を当該校でご負担願います。

5人以上の場合は、手数料分を差し引いて入金してください。）

***振込者の名前は『マ)学校番号)担当者(学科)』とする。**

例 マ)01)フジモト

マ)20)イシガキ

***学校番号は黄色い冊子の学校一覧(P1~2)の番号(01~46)を参照。**

第11条 特別表彰

1月の認定委員会にて特別表彰規定にもとづき決定する。

第12条 協議書申請

区分表に載っていない資格等で、新たに区分表への掲載を希望する際は、様式5「協議書」を作成の上、4月5日までに、要領・実績等の必要資料とともに全国水産高等学校長協会までFAX(050-3153-7840)で申請すること。

なお、申請された「協議書」は認定委員会(第3回合同役員会)で検討の上、次年度の区分表に反映する。

※「協議書」は申請された年度の次年度の区分表に反映されるので、「協議書」の申請は、受験する予定の資格等を、あらかじめ申請することも可とする。

Ⅱ－１ マリンマイスター顕彰制度実施規定

(趣旨)

全国の水産・海洋系学科等に在籍する高校生が、高度な国家資格の取得や各種団体等の検定試験に合格、また競技会等で優秀な成績をおさめるなど、優れた活躍をしている実態がある。全国水産高等学校長協会は、これらの生徒が目的意識を持って一層意欲的に学習に取り組むことを促す上で、水産・海洋系学科等生徒が身に付けた知識・技術・技能を積極的に評価することが重要であると認識し顕彰する。

(名称)

第1条 この制度は、全国水産高等学校長協会マリンマイスター顕彰制度(以下「顕彰制度」と称する。

(目的)

第2条 この顕彰制度を実施することにより、水産・海洋系学科等生徒が、職業資格の取得や技術・技能検定の合格や競技会・コンテストの成果を通して、水産・海洋に関する知識・技術・技能を修得し、自信と誇りを持って産業界で活躍できるよう励ます。

(組織)

第3条 この顕彰制度による運営、認定を行うため、全国水産高等学校長協会マリンマイスター顕彰認定委員会(以下「認定委員会」)を設置する。

(顕彰認定の基準と名称等)

第4条 顕彰制度実施要領により、マリンマイスター顕彰に係わる区分表で、取得した資格や合格した検定、競技会・コンテストの成果をそれぞれ得点換算する。ただし、換算できる資格や検定等は、高校在学中に取得や合格したものとする。

- 2 得点の合計により「マリンマイスターシルバー」・「マリンマイスターゴールド」・「マリンマイスタープラチナ」の称号を授与する。
- 3 マリンマイスタープラチナ以上の取得者の中から、マリンマイスター顕彰制度特別表彰規程に該当した者を特別表彰する。

(認定対象となる生徒)

第5条 この顕彰制度の認定対象となる者は、全国水産高等学校長協会に加盟している学校に在籍する生徒とする。

(認定証の授与)

第6条 理事長は、認定委員会で推薦された申請者に対し、マリンマイスター認定証を授与する。

(認定の時期)

第7条 称号の認定は、毎年原則として4月、8月、1月に行うものとする。

- 2 特別表彰は、毎年原則として1月に行うものとする。

(附則)

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

令和元年5月20日改定

Ⅱ－２ マリンマイスター顕彰制度特別表彰規定

全国水産高等学校長会マリンマイスター顕彰制度(以下「顕彰制度」という。)でマリンマイスタープラチナ以上の称号を授与された者の中より、特に水産・海洋技術・技能の向上が顕著である場合に特別表彰を実施する。

特別表彰対象者は、全国水産高等学校長協会マリンマイスター顕彰認定委員会(以下「認定委員会」という)が、以下の規定に基づいて認定する。

第１条 表彰の目的

全国的に優秀な生徒を表彰することによって、顕彰制度の更なる活性化を目指すことを目的とする。

第２条 生徒特別表彰

- (1) 認定委員会は、マリンマイスタープラチナ以上の取得者の中から、優秀と認めた者を精査し、特別表彰者として認定する。
- (2) 特別表彰者には、賞状を授与する。
- (3) 申請手続きは必要なく、認定委員会において審査を行う。

(附 則)

- 1 特別表彰規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
令和元年 5 月 20 日改定

Ⅱ－３ マリンマイスター顕彰認定委員会設置規定

(目的)

第1条 全国水産高等学校長協会マリンマイスター顕彰制度実施規定にもとづき、全国水産高等学校長協会マリンマイスター顕彰制度(以下「顕彰制度」という。)の運営、認定を行うため、全国水産高等学校長協会マリンマイスター顕彰認定委員会(以下「認定委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 認定委員会は、全国水産高等学校長協会、全国水産高等学校実習船運営協会、全国高等学校水産教育研究会の合同役員会(以下「合同役員会」という。)の役員で組織し、全国水産高等学校長協会理事長を委員長とする。

(審議事項)

第3条 認定委員会は、次の事項について審議する。

- 一 顕彰制度の運営、認定に関すること
- 二 特別表彰の認定に関すること
- 三 顕彰制度に必要とする事項に関すること。
- 四 その他

(会議)

第4条 認定委員会は、委員長が招集し、委員長が会を主宰する。

- 2 認定委員会は、毎年原則として4月、8月、1月に行うものとする。

(事務)

第5条 認定委員会の運営は、委員長が統括し、認定委員会事務局は全国水産高等学校長協会の事務局が兼ねる。

(雑則)

第6条 この規定に定めるもののほか、運営、認定に関し必要事項は委員長に一任する。

(附則)

- 1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。

令和元年5月20日改定

Ⅲ マリンマイスター顕彰制度実務流れ図

該当組織	担当	業務	関係書式
申請校	生徒	①・「マリンマイスター顕彰申請書」(様式 1)および (様式 1)の根拠資料を申請担当(校長)へ提出(※) ・写しの作成(様式 1)	(様式 1) (様式 1 根拠資料)
	申請担当 (校長)	②・「マリンマイスター顕彰制度推薦名簿」(様式 2)の作成 ・全国水産高等学校長協会へ原本(様式 1, 2)の発送し、 データをメール送付・郵送。	(様式 1) (様式 2)



前期、後期それぞれの締切日当日中に全国水産高等学校長協会にデータ必着(メール)

全国水産 高等学校 長協会	全国水産 高等学校 長協会 事務局	③・顕彰資料作成(マリンマイスター顕彰認定委員会用) ・マリンマイスター顕彰認定委員会開催準備	(顕彰認定 資料)
---------------------	----------------------------	--	--------------



認定委員会	全水研全国大会 合同役員会 役員	④・認定委員会の開催 ・認定者の審査, 承認	(顕彰認定 資料)
-------	------------------------	---------------------------	--------------



全国水産 高等学校 長協会	全国水産 高等学校 長協会 事務局	⑤・「マリンマイスター認定証」(様式 3)の作成 ・「マリンマイスター顕彰制度認定書発行台帳」の作成 ・申請校への発送	(様式 3)
---------------------	----------------------------	---	--------



申請校	申請担当 (校長)	⑥・「マリンマイスター認定証」(様式 3)の受領 ・「マリンマイスター認定証」(様式 3)の生徒配布 ⑦・申請料の振込 ⑧・資料の保管(様式 1 写, 様式 1 根拠資料, 様式 4 協議書写)	(様式 1) (様式 3)
-----	--------------	--	------------------



全国水産 高等学校 長協会	全国水産 高等学校 長協会 事務局	⑨・「マリンマイスター顕彰申請書」(様式 1)の保管 ・「マリンマイスター顕彰制度認定書発行台帳」の作成, 保管	(様式 1)
---------------------	----------------------------	--	--------

※「マリンマイスター顕彰申請書」(様式 1)の根拠資料は各校で様式 1 写と一緒に保管すること

※申請料の領収書は振込用紙を以て代える

(様式1)

申請年月日 年 月 日

マリンマイスター顕彰制度申請書

全国水産高等学校長協会 理事長 殿

学 校 名
生 徒 氏 名
アフリカ (有効)
ロ ー マ 字 姓 名
学 科 ・ コ ー ス
学 年 性 別 :
生 年 月 日 西 暦 年 月 日

標記の件について、下記競技会等の成績、職業資格等を得ましたので、マリンマイスター顕彰制度実施要領第5条の規定に基づき合格証書の写しを添えて申請します。

習得した職業資格等及び協議会・コンクールの内容

区分A						
No.	コード	資格・検定、競技会等の名称	主催団体等	取得年月日 (西暦)	賞・級 合格・認定	得点
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
区分A 合計得点						0

区分B						
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
区分B 合計得点						0

区分C						
1						
2						
3						
4						
5						
区分C 合計得点						0

合 計 得 点	0	
---------	---	--

※資格および競技会の成績を証明するものの写（コピー可）を添えて担当の先生に提出すること。

(様式2)

マリンマイスター顕彰制度推薦名簿

学校名 ○○県立△△水産 高等学校

校 長 海 洋 一 郎 印

No.	学年	学科	氏名(カタカナ)	氏名(ローマ字)	生年月日	得点 合計	区分A の得点	賞	備考
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
32									
33									
34									
35									

MARINE MEISTER CERTIFICATE

No.23000

Kaiyo Taro
MARINE MEISTER SILVER

You reached a target of Fisheries and marine education diligently,
the effort and accomplishment are exceptional truly.

The results are praised, the title of Marine Meister is certified

あなたは、水産教育の目標をよく体して学びその努力と成果はまことに顕著です
よってここにその努力を讃えるとともにマリンマイスターの称号を贈ります

The National Association of Principals of Fisheries and marine Senior High School

全国水産高等学校長協会

Apr 1,2024

The Chief director,

DATE

SIGNATURE

(様式 4)

令和 年 月 日

全国水産高等学校長協会

マリンマイスター顕彰制度認定委員会 御中

学校名 _____ 高等学校
学校長 _____

マリンマイスター顕彰に係わる区分表に関する協議書

下記の件について協議していただきたく必要書類を添えて申請します。

1	名 称	
2	主 催	
3	後 援	
4	趣 旨	
5	受験資格	
6	種 目	
7	内 容	
8	期日・場所	
9	検 定 料	
10	合格基準	
11	申 込 先	
12	問 合 せ 先	
13	そ の 他	
14	申請理由	
15	申請者 問合せ先	

※添付書類 ①該当年度の実施要領・実績

※記入漏れまたは記入された内容に誤りがあったときは、協議しないこともある

協議結果	適応 ・ 不適応	整理番号	
------	----------	------	--

本協議書による申請の結果（適応）は、次年度以降の区分表に反映する

《 参 考 》

令和7年度 マリンマイスター区分表

令和7年4月1日

区分A

(1) 海技試験

コード	学科系列	主催団体	資格別			
			20	15	10	5
101	海技士 航海(筆記試験合格)	国土交通省	二級	三級	四級	五級
102	海技士 機関(筆記試験合格)	国土交通省	二級	三級	四級	五級
103		国土交通省	内燃二級	内燃三級	内燃四級	内燃五級
104	小型船舶操縦士(免許状取得)	国土交通省			1級	2級

(2) 無線従事者技術者資格・技術者資格

コード	資格	主催団体	資格別			
			20	15	10	5
201	総合無線通信士	総務省	第1級	第2級	第3級	
202	陸上無線技術士	総務省	第1級	第2級		
203	海上無線通信士	総務省		第1級	第2級	第3・4級
204	工事担任者	総務省		AI1種 (アナログ1級)	AI2種	AI3種 (アナログ2級)
205	工事担任者	総務省		DD1種 (デジタル1級)	DD2種	DD3種 (デジタル2級)
206	潜水士	厚生労働省			○	
207	港湾潜水技士 3級 筆記試験	国土交通省				○

(3) 校長協会検定

コード	資格検定	主催団体	資格別			
			20	15	10	5
301	水産海洋技術検定(必修)	全国水産高等学校長協会				○
302	海洋情報技術検定	全国水産高等学校長協会		第1級	第2級	
303	通信技術検定	全国水産高等学校長協会			○	
304	栽培漁業技術検定	全国水産高等学校長協会		1級	2級	
305	食品技能検定 (15点まで)	全国水産高等学校長協会	合計15点 まで		第1類	
306					第2類	
307					第3類	
308	HACCP基本技能検定	全国水産高等学校長協会				○
309	潜水技術検定	全国水産高等学校長協会		1級	2級	
310	漁業技術検定	全国水産高等学校長協会		○		
311	エンジン技術検定	全国水産高等学校長協会		1級	2級	

(4) 校長協会 大会・コンテスト

コード	大会・コンテスト等	主催団体	賞			
			20	15	10	5
401	生徒研究発表大会(全国大会)	全国水産高等学校長協会	最優秀	優秀		
402	生徒研究発表大会(地区大会)	全国水産高等学校長協会			最優秀	優秀
403	カッターレース大会(全国大会)	全国水産高等学校長協会	総合優勝	2位	3位	
404	カッターレース大会(地区大会)	全国水産高等学校長協会				優勝
405	フィッシング技能コンテスト(部門別)	全国水産高等学校長協会				優勝
406	食品技能コンテスト	全国水産高等学校長協会	総合優勝	2位	3位	
407	ダイビング技能コンテスト(全国大会)	全国水産高等学校長協会	総合優勝	2位	3位	
408	ダイビング技能コンテスト(地区大会)	全国水産高等学校長協会				総合優勝
409	栽培漁業検定ポスター・標語・スケッチ・コンテスト	全国水産高等学校長協会			最優秀	優秀
410	意見・体験発表大会(全国大会)	全国高等学校水産教育研究会	最優秀	優秀		
411	意見・体験発表大会(地区大会)	全国高等学校水産教育研究会			最優秀	優秀
412	マリンロボットコンテスト	全国水産高等学校長協会	総合優勝	2位	3位	

○上級資格を得た時点で、下級資格の点数は評価に該当しない。(0点扱い)

○大会、コンテストの上位の賞を受けた場合は下位の賞の点数は評価に該当しない。(地区予選 0点扱い)

○団体扱いの種目については出場登録者のみを対象とする。

《 参 考 》

区分B（区分A以外の資格）

(5) その他資格

コード	資格	主催団体	15	10	5	2
501	ボイラ技士(1級は2級+5点)	厚生労働省	1級	2級		
502	第3種冷凍機械責任者	厚生労働省	○			
503	甲種危険物取扱者	総務省	甲種			
504	乙種危険物取扱者(15点まで)	総務省	合計15点 まで		1類	
505					2類	
506					3類	
507					4類	
508					5類	
509					6類	
510	丙種危険物取扱者	総務省				○
511	ボイラー整備士	安全衛生技術試験協会		○		
512	消防設備士(15点まで)	消防試験研究センター	合計15点 まで		乙1種	
513					乙2種	
514					乙3種	
515					乙4種	
516					乙5種	
517					乙6種	
518					乙7種	
519	溶接技能者評価試験(10点まで)	日本溶接協会	合計10点 まで		A-2F	
520	※JIS溶接評価試験				G-1F	
521					SN-1F	
522	電気工事士2種	経済産業省		○		
523	販売士	日本商工会議所			3級	
524	簿記検定	日本商工会議所	合計10点 まで	2級	3級	
525	簿記実務検定	商高長会		1級	2級	3級
526	簿記能力検定	全国経理教育協会		1級	2級	3級
527	日本語ワープロ検定	日本情報処理検定協会	合計10点 まで	1級・準1級	2級・準2級	3級
528	情報処理技能検定	日本情報処理検定協会		1級・準1級	2級・準2級	3級
529	ビジネス文書実務検定	商高長会		1級	2級	3級
530	PC検定(文書作成)	日商・全経		1級	2級	3級
531	情報技術検定	工高長会			1級	2級
532	情報処理検定	商高長会			1級	2級
533	珠算・電卓実務検定試験	全国商業高等学校長協会		1級	2級	3級
534	食物調理技術検定	全高家教振		1級	2級	3級
535	陸上特殊無線技士	総務省			第1級	第2級
536	海上特殊無線技士	総務省			第1級	第2級
537	レーダー級海上特殊無線技士	総務省				○
538	アマチュア無線技士	日本無線協会			第1級	第2級
539	アマチュア無線技士	日本無線協会				第3・4級
540	海上特殊無線技士	総務省				第3級
541	移動式小型クレーン	厚生労働省				○
542	フォークリフト運転技能講習	(各県)労働局長登録教習機関				○
543	アーク溶接業務特別教育講習修了証	厚生労働省				○
544	溶接技能者評価試験 SA-2F	厚生労働省				○
545	ガス溶接技能者講習修了証	厚生労働省				○
546	ボイラ取扱技能講習	日本ボイラ協会各支部等	合計10点			○
547	普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習	日本ボイラ協会各支部等				○
548	玉掛け技能講習	ボイラ・クレーン安全協会等				○
549	第二種酸素欠乏危険作業特別講習	労働局登録研修機関				○
550	クレーン運転特別教育	各県登録教習機関				○
551	小型車両系建設機械(整地等)運転特別教育(機体重量3t未満)	各県登録教習機関				○
552	低圧電気取扱業務特別教育	各県登録教習機関				○

○危険物の甲乙丙種はそれぞれ別の資格として申請可能。甲乙種は丙種の上位資格と見なさない。

例：乙4類 5点＋丙種 2点＝7点

区分C その他の資格

コード	資格・大会	主催団体	10	5	2	1
1001	実用英語技能検定試験	公益財団法人 日本英語検定協会	準1級	2級	準2級	3級
1002	技術英語能力検定(旧:工業英語能力検定)	日本工業英語協会	準プロフェッショナル (旧:2級)	1級 (旧:準2級)	2級 (旧:3級)	3級 (旧:4級)
1003	食の6次産業化プロデューサー	一般社団法人食の検定協会				レベル1
1004	食品衛生責任者	都道府県食品衛生協会				合格
1005	実用数学 技能検定	公益財団法人 日本数学検定協会	準1級	2級	準2級	3級
1006	日本漢字能力検定	公益財団法人 日本漢字能力検定協会	準1級	2級	準2級	3級
1007	うまいもん甲子園	一般社団法人 全国食の甲子園協会	全国優勝		地区代表	
1008	全日本スポーツダイビング室内選手権大会 50m フリッパー競技(高校生:部・文部科学大臣賞対象競技のみ)	一般財団法人社会スポーツセンター	優勝			
1009	ドローン検定	ドローン検定協会		第1級	第2級	第3・4級
1010	家庭動物飼育検定	日本動物飼育協会				○
1011	生物分類技能検定	自然環境研究センター			3級	4級
1012	船の文化検定	日本海洋レジャー安全・振興協会		上級	中級	初級
1013	日本さかな検定	日本さかな検定協会		1級	2級	3級